

議案第85号

福岡市企業立地促進条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成28年2月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、本社機能及びグローバル企業の誘致を強化するとともに、雇用機会の創出を促進し、もって支店経済からの脱却及び本市経済の成長に寄与するため、交付金の交付の対象分野等を見直す等の必要があるによる。

福岡市企業立地促進条例の一部を改正する条例

福岡市企業立地促進条例（平成24年福岡市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号を次のように改める。

- (5) グローバルビジネス 外国の法令に基づいて設立された法人その他これに準じるものが日本国外の企業又は日本国内の企業と取引を行う事業をいう。

第2条第8号を次のように改める。

- (8) 本社機能 本店又は主たる事務所その他の本市における就業の機会の創出又は経済基盤の強化に資するものとして規則で定める業務施設（工場を除く。）が果たす機能をいう。

第2条第9号を削る。

第3条第1項中「若しくは施設」を削り、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 市は、企業立地を行う者に対し、対象分野等ごとに規則で定める規模に応じて、次条に規定する支援措置を図るものとする。

別表第1中「アジアビジネス」を「グローバルビジネス」に、

機能	本社機能等	を
施設	大規模集客施設	

機能	本社機能
----	------

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の福岡市企業立地促進条例の規定による支援措置を受けている事業者及び当該支援措置を受けるために必要な申請を行っている事業者に係る取扱いについては、この条例による改正後の福岡市企業立地促進条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。